

談話 健康保険証の新規発行停止の強行に抗議する

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

12月2日、健康保険証の新規発行が停止された。

2年前に当時の河野太郎デジタル大臣が何ら正式の会議を経ることも無く唐突に健康保険証廃止を表明した。法的には任意のマイナンバーカード取得を生命に関わる保険証を使って事実上義務化し、強制することに強い批判がおこったが、岸田政権はそれを黙殺し通し、石破政権もそれを継承している。

医療機関の窓口ではマイナ保険証の資格確認でトラブルが多発し社会問題化した。政府は全ての登録済みデータ(1.6億件)の住民基本台帳情報との突合を完了(23年11月)し、保険者等による確認作業を終了(24年4月)したとするが、24年5月以降の再調査でトラブルの割合は7割とむしろ上昇し、「不安払拭」にはほど遠い実態が明らかとなった。

これまでは保険証1枚で確認できていたものが、弥縫策を重ねることで資格確認方法は7通りとなり、さらに混乱に拍車をかけることとなった。この不便極まりない仕組みに医療機関は手間とコストを強いられている。

政府はマイナ保険証利用促進集中取組月間(5月～7月)を設け、医療機関や薬局に補助金によるインセンティブの一方で、利用実績が低い医療機関等に「療養担当規則に抵触するおそれ」などと圧力をかけるなどして推進してきた。混乱の原因は、政府が12月2日以降マイナ保険証しか使えなくなるかのような宣伝・誘導をして来たことにある。にもかかわらず、直近10月のマイナ保険証利用率は15.67%にとどまっている。国家公務員の利用率はさらに低いことも国民の不信を深めている。

それでも立ち止まろうとはせず、健康保険証の新規発行停止を強行した政府に、私たちは強く抗議する。

国はようやく直前になって、12月2日以降も従来の保険証が期限まで使えることや資格確認書など多様な方法で受診可能なことを広報し始めた。いかにも遅きに失している。その資格確認書の発行には膨大な保険者事務作業の負担も発生している。国民の受療権後退を防止するためにも、少なくとも国民健康保険被保険者に対しては「マイナ保険証」保持の有無にかかわらず、全員に資格確認書を無条件交付することを求めたい。

10月27日に投開票が行われた衆議院選挙において当選者465人中55%が保険証を「廃止すべきでない」あるいは「廃止時期を延期すべき」と答え、「廃止」の36%を上回る(NHKアンケート)。石破首相自身も9月に行われた自民党総裁選挙で、「(マイナ保険証への移行に)納得していない人、困っている人がいっぱいいる状況であったとすれば、(従来の保険証との)併用を考えるのは選択肢として当然」と発言した。

今国会には立憲民主党が保険証廃止延期法案を提出しており、徹底審議して与野党の枠を超えて成立させることを望みたい。

「健康保険証廃止」は人々の生存権・健康権保障に「申請主義」を持ち込み、国・自治体の公的責任を大きく後退させるものである。のみならず保険証廃止を楯にしたマイナンバーカードの普及は、国・企業による個人情報の収集・利活用を主目的としている。日本には自己情報コントロール権を保障する法律が存在せず、深刻な人権侵害が懸念される。患者の情報は患者のものであり、自己情報コントロール権を法的に確立し、真に医療保障に役立つデジタル化を求めたい。

2024年12月2日